

改正後（新）

建設業許可の手引き

令和2年3月改訂版
(令和2年4月1日施行)
宮城県土木部

改正前（旧）

建設業許可の手引き

令和2年2月
宮城県土木部

改正後（新）

略号	建設工事の種類	建設業の種類	内容	例示
と	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工事業	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎のないしは準備的工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の <u>クレーン等による揚重運搬配置工事</u> 、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
石	石工事	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋	屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電	電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事

改正前（旧）

略号	建設工事の種類	建設業の種類	内容	例示
と	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工事業	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎のないしは準備的工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、 <u>重量物の揚重運搬配置工事</u> 、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
石	石工事	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋	屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電	電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事

改正後（新）

略号	建設工事の種類	建設業の種類	内容	例示
管	管工事	管工事業	冷暖房、空調、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空調設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
タ	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、れんが積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事
筋	鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗	舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅ	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
板	板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガ	ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、 ガラスフィルム工事
塗	塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防	防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事

改正前（旧）

略号	建設工事の種類	建設業の種類	内容	例示
管	管工事	管工事業	冷暖房、空調、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空調設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
タ	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、れんが積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事
筋	鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗	舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅ	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
板	板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガ	ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事
塗	塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防	防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事

改正後（新）

略号	建設工事の種類	建設業の種類	内容	例示
内	内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機	機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
絶	熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
通	電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事
園	造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
井	さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸構造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
具	建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事

改正前（旧）

略号	建設工事の種類	建設業の種類	内容	例示
内	内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機	機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
絶	熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
通	電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
園	造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
井	さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸構造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
具	建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事

改正後（新）

＜宮城県収入証紙の販売について＞

県内に本店を置く銀行、信用金庫等
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kaikei/sendai.html>（会計課ホームページ）で購入してください。

（2）国土交通大臣許可の申請手続

- 宮城県内に主たる営業所があり国土交通大臣許可の申請を申請する方は、東北地方整備局で発行する「東北地方整備局管内の建設業大臣許可業者における建設業許可の手引き」を確認の上、以下の受付窓口申請してください。（※申請書類の内容に関する質問は、東北地方整備局までお願いいたします。）
- ※本手引きは主に宮城県知事許可業者を対象としていますので、国土交通大臣許可を申請する際の提出書類と異なる場合があります。特に確認資料については直接下記までお問い合わせください。

＜管轄行政庁・申請窓口＞（郵送可）

国土交通省東北地方整備局 建設部建設産業課建設業係
 〒980-8602 仙台市青葉区本町3丁目3-1 仙台第1地方合同庁舎（B棟）14階
 電話：022-225-2171（代表）（内線6145）
 ホームページアドレス：<http://www.thr.mlit.go.jp/>

●提出部数

正本1通（押印したもの）綴り方は東北地方整備局作成の手引きを御参照ください。
 副本1通（正本のコピーで可）会社控え分となります。

●申請手数料は下表のとおりです。

	申請区分	申請手数料等
国土交通大臣許可	○新規、許可換え新規、般・特新規	登録免許税15万円（仙台北税務署宛に銀行、郵便局等を通じて納入し、納付書を正本に貼付）
	○業種追加又は更新	申請手数料5万円（収入印紙を正本に貼付）
	○その他上記の組合せにより、加算されます。窓口にお問い合わせ下さい。	

※なお、大臣許可の新規申請を取り下げる場合は、「許可申請の取下げ願」及び「登録免許税の還付願」を併せて提出してください。

改正前（旧）

＜宮城県収入証紙の販売について＞

県内に本店を置く銀行、信用金庫等
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kaikei/sendai.html>（会計課ホームページ）で購入してください。

（2）国土交通大臣許可の申請手続

- 東北地方整備局で発行する「東北地方整備局管内の建設業大臣許可業者における建設業許可の手引き」を確認の上、申請してください
- ※本手引きは、主に宮城県知事許可業者を対象としていますので、国土交通大臣許可を申請する際の提出書類と異なる場合があります。特に確認資料については直接下記までお問い合わせください。

＜管轄行政庁＞

国土交通省東北地方整備局 建設部建設産業課建設業係
 〒980-8602 仙台市青葉区本町3丁目3-1 仙台第1地方合同庁舎（B棟）14階
 電話：022-225-2171（代表）（内線6145）
 ホームページアドレス：<http://www.thr.mlit.go.jp/>

- 宮城県内に主たる営業所があり国土交通大臣許可の申請を申請する方は、以下の受付窓口申請を提出してください（※申請書類の内容に関する質問は、東北地方整備局までお願いいたします。）

＜申請窓口＞

宮城県土木部事業管理課 建設業振興・指導班 宮城県庁（行政庁舎）8階南側
 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1
 電話：022-211-3116（直通）

※令和2年4月1日からは、国土交通省東北地方整備局建設部建設産業課建設業係（〒980-8602 仙台市青葉区本町3丁目3-1 仙台第1地方合同庁舎（B棟）14階）が申請窓口となります。

※申請受付時間：午前9時から午前11時30分、午後1時から午後4時30分まで

●提出部数

正本1通（押印したもの）綴り方は東北地方整備局作成の手引きを御参照ください。
 副本1通（正本のコピーで可）会社控え分となります。

●申請手数料は下表のとおりです。

	申請区分	申請手数料等
国土交通大臣許可	○新規、許可換え新規、般・特新規	登録免許税15万円（仙台北税務署宛に銀行、郵便局等を通じて納入し、納付書を正本に貼付）
	○業種追加又は更新	申請手数料5万円（収入印紙を正本に貼付）
	○その他上記の組合せにより、加算されます。窓口にお問い合わせ下さい。	

※なお、大臣許可の新規申請を取り下げる場合は、「許可申請の取下げ願」及び「登録免許税の還付願」を併せて提出してください。

改正後（新）

6 許可申請書の作成(申請書類の記入例及び記入上の注意)
建設業許可申請書類等一覧

綴順	様式番号	提出書類	頁	新規	追加	更新	摘要
1	表紙	建設業許可申請書	28	○	○	○	知事許可の場合必要
2	第一号	建設業許可申請書	29	○	○	○	
3	別紙一	役員等の一覧表	32	○	○	○	個人の場合も必要
4	別紙二(1)	営業所一覧表(新規許可等)	33	○	○		
5	別紙二(2)	営業所一覧表(更新)	34			○	
6	別紙三	収入証紙等貼付書	—	○	○	○	
7	別紙四	専任技術者一覧表	35	○	○	○	
8	第二号	工事経歴書	37-47	○	○		業種別に作成、実績なしでも添付、追加の場合は追加業種分のみ
9	第三号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	48-49	○	○		
10	第四号	使用人数	50	○	○		
11	第六号	誓約書	51	○	○	○	
12	第七号	経営業務の管理責任者証明書	52	○	○	○	
13	別紙	経営業務の管理責任者の略歴書	53	○	○	○	
14	第八号	専任技術者証明書(新規・変更)	55	○	○		
15		監理技術者資格者証	—	○	○		
16		卒業証明書	—	○	○		必要な場合のみ
17		資格証明書の写(併せて 原本を提示)	—	○	○		P.58~60の表の技術者の資格区分に該当するもののみ
18	第九号	実務経験証明書	61	○	○		証明者別に作成
19	第十号	指導監督の実務経験証明書	62	○	○		証明者別に作成
20	第十一号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	63	○	○	○	個人で支配人を置くものと及び別紙二(1)別紙二(2)の「従たる営業所」を記入したもののみ
21	第十二号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等)の住所、生年月日等に関する調査書	64	○	○	○	監査役は不要 経営業務の管理責任者は作成不要
22		許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等)が成年被後見人等に該当しない旨の証明書(注2)	21	○	○	○	法務局が交付する「登記されていないことの証明書」及び市区町村長が交付する「身元(身分)証明書」(P21参照)
23	第十三号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調査書	65	○	○	○	個人で支配人を置くものと及び別紙二(1)別紙二(2)の「従たる営業所」を記入したもののみ
24		建設業法施行令第3条に規定する使用人が成年被後見人等に該当しない旨の証明書	21	○	○	○	
25		定款	—	○		△	法人のみ 会社保有の現行定款と同一内容のもの(議事録を含む)
26	第十四号	株主(出資者)調査書	66	○		△	法人のみ
27	財務諸表表紙第十五号 第十六号 第十七号 第十七号の二 第十七号の三	財務諸表(法人用)(直前1年分)(注3)	67-80	○			新規設立会社で決算期が未到来の場合は開始貸借対照表
28	財務諸表表紙第十八号 第十九号	財務諸表(個人用)(直前1年分)	67, 81-84	○			新規開業で決算期が未到来の場合は添付不要
29		登記事項証明書(履歴事項全部証明書に限る)	—	○		△	発行後3か月以内のもの

改正前(旧)

6 許可申請書の作成(申請書類の記入例及び記入上の注意)
建設業許可申請書類等一覧

綴順	様式番号	提出書類	頁	新規	追加	更新	摘要
1	表紙	建設業許可申請書	29	○	○	○	知事許可の場合必要
2	第一号	建設業許可申請書	30	○	○	○	
3	別紙一	役員等の一覧表	33	○	○	○	個人の場合も必要
4	別紙二(1)	営業所一覧表(新規許可等)	34	○	○		
5	別紙二(2)	営業所一覧表(更新)	35			○	
6	別紙三	収入証紙等貼付書	—	○	○	○	
7	別紙四	専任技術者一覧表	36	○	○	○	
8	第二号	工事経歴書	38-48	○	○		業種別に作成、実績なしでも添付、追加の場合は追加業種分のみ
9	第三号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	49-50	○	○		
10	第四号	使用人数	51	○	○		
11	第六号	誓約書	52	○	○	○	
12	第七号	経営業務の管理責任者証明書	53	○	○	○	
13	別紙	経営業務の管理責任者の略歴書	54	○	○	○	
14	第八号	専任技術者証明書(新規・変更)	56	○	○		
15		監理技術者資格者証	—	○	○		
16		卒業証明書	—	○	○		必要な場合のみ
17		資格証明書の写(併せて 原本を提示)	—	○	○		P.59~61の表の技術者の資格区分に該当するもののみ
18	第九号	実務経験証明書	62	○	○		証明者別に作成
19	第十号	指導監督の実務経験証明書	63	○	○		証明者別に作成
20	第十一号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	64	○	○	○	個人で支配人を置くものと及び別紙二(1)別紙二(2)の「従たる営業所」を記入したもののみ
21	第十一号の二	国家資格者・監理技術者一覧表(新規・変更・追加・削除)(注2)	65	○			該当する者がいない場合には不要
22	第十二号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等)の住所、生年月日等に関する調査書	68	○	○	○	監査役は不要 経営業務の管理責任者は作成不要
23		許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等)が成年被後見人等に該当しない旨の証明書(注3)	22	○	○	○	法務局が交付する「登記されていないことの証明書」及び市区町村長が交付する「身元(身分)証明書」(P21参照)
24	第十三号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調査書	68	○	○	○	個人で支配人を置くものと及び別紙二(1)別紙二(2)の「従たる営業所」を記入したもののみ
25		建設業法施行令第3条に規定する使用人が成年被後見人等に該当しない旨の証明書	22	○	○	○	
26		定款	—	○		△	法人のみ 会社保有の現行定款と同一内容のもの(議事録を含む)
27	第十四号	株主(出資者)調査書	69	○		△	法人のみ
28	財務諸表表紙第十五号 第十六号 第十七号 第十七号の二 第十七号の三	財務諸表(法人用)(直前1年分)(注4)	70-83	○			新規設立会社で決算期が未到来の場合は開始貸借対照表

改正後（新）

28	財務諸表表紙 第十八号 第十九号	財務諸表（個人用）（直前1年分）	67, 81-84	○			新規開業で決算期が未到来の場合は添付不要					
29		登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—	○		△	発行後3か月以内のもの					
30	第二十号	営業の沿革	85	○		○						
31	第二十号の二	所属建設業者団体	86	○		△	該当なしの場合も添付					
32		納税証明書（原本） ※以下の記載があるもの ・納付すべき額 ・納付済額	—	○			・新規設立会社で決算期未到来の場合は、法人設立等届出書又は電子申請受付確認のハードコピー等を添付					
							知事	法人事業税	○			
							個人事業税	○				・個人で決算期未到来の場合は事業開始等届出書又は電子申請受付確認のハードコピー等を添付
							大臣	法人税（法人） 所得税（個人）	○			
33	第二十号の三	健康保険等の加入状況	87	○	○	○						
34	第二十号の四	主要取引金融機関名	89	○		△						
35		既に受けている建設業の許可通知書	—	△			許可換え新規の場合必要					
36		委任状	—	☆	☆	☆	代理申請の場合					
確認資料		運転免許証等（経管・専技・令第3条に規定する使用人）	—	○	○	○						
		常勤性の確認資料（経管・専技・令第3条に規定する使用人）	—	○	○	○						
		営業所所在地の確認資料	31	○								
		委任状（令第3条に規定する使用人）	64	☆	☆	☆	営業所を設置する場合					
		財産的基礎の確認資料（注4）	20	○	○	○						
		経営経験の確認資料	54	○	☆							
		実務経験の確認資料	56, 62	☆	☆							
		保険加入状況の確認資料	87	○	○	○						

○印→必要とする書類
△印→既に申請（変更届を含む。）したものと記載事項に変更がない場合は省略できる書類
☆印→場合によっては必要な書類

（注1）No. 15～19について
該当するもののみ添付して下さい。国土交通大臣による特別認定者で専任技術者になっている者が、許可の有効期間内に認定の更新を行った場合は、許可の更新時に認定書の写しを添付して下さい。

（注2）No. 22「許可申請者が成年被後見人等に該当しない旨の証明書」について
取締役ではない「相談役」「顧問」「100分の5以上の株主」「100分の5以上の出資者」（いずれも個人に限る）については、役員等の一覧表（別紙1）に記載する必要がありますが、法務局が交付する「登記されていないことの証明書」及び市区町村長が交付する「身元（身分）証明書」の添付は不要です。

（注3）No. 27の付属明細表〔様式第十七号の三〕について
資本金が1億円を超える、又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上の株式会社のみ提出が必要です。

改正前（旧）

29	財務諸表表紙 第十八号 第十九号	財務諸表（個人用）（直前1年分）	70, 84-87	○			新規開業で決算期が未到来の場合は添付不要					
30		登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—	○		△	発行後3か月以内のもの					
31	第二十号	営業の沿革	88	○		○						
32	第二十号の二	所属建設業者団体	89	○		△	該当なしの場合も添付					
33		納税証明書（原本） ※以下の記載があるもの ・納付すべき額 ・納付済額	—	○			・新規設立会社で決算期未到来の場合は、法人設立等届出書又は電子申請受付確認のハードコピー等を添付					
							知事	法人事業税	○			
							個人事業税	○				・個人で決算期未到来の場合は事業開始等届出書又は電子申請受付確認のハードコピー等を添付
							大臣	法人税（法人） 所得税（個人）	○			
34	第二十号の三	健康保険等の加入状況	90	○	○	○						
35	第二十号の四	主要取引金融機関名	92	○		△						
36		既に受けている建設業の許可通知書	—	△			許可換え新規の場合必要					
37		委任状	—	☆	☆	☆	代理申請の場合					
確認資料		住民票等（経管・専技・令第3条に規定する使用人）	—	○	○	○						
		常勤性の確認資料（経管・専技・令第3条に規定する使用人）	—	○	○	○						
		営業所所在地の確認資料	32	○								
		委任状（令第3条に規定する使用人）	64	☆	☆	☆	営業所を設置する場合					
		財産的基礎の確認資料（注5）	20	○	○	○						
		経営経験の確認資料	55	○	☆							
		実務経験の確認資料	57, 63	☆	☆							
		保険加入状況の確認資料	90	○	○	○						

○印→必要とする書類
△印→既に申請（変更届を含む。）したものと記載事項に変更がない場合は省略できる書類
☆印→場合によっては必要な書類

（注1）No. 15～19について
該当するもののみ添付して下さい。国土交通大臣による特別認定者で専任技術者になっている者が、許可の有効期間内に認定の更新を行った場合は、許可の更新時に認定書の写しを添付して下さい。

（注2）No. 21「国家資格者・監理技術者一覧表〔第十一号の二〕」について
建設業法上の技術者については、専任技術者以外の技術者についても、一定の資格等を有している者がある場合には、技術者一覧表を提出しなければならないこととされています。
一覧表に記載しなければならない技術者の範囲と確認資料はP.65-66のとおりです。

（注3）No. 23「許可申請者が成年被後見人等に該当しない旨の証明書」について
取締役ではない「相談役」「顧問」「100分の5以上の株主」「100分の5以上の出資者」（いずれも個人に限る）については、役員等の一覧表（別紙1）に記載する必要がありますが、法務局が交付する「登記されていないことの証明書」及び市区町村長が交付する「身元（身分）証明書」の添付は不要です。

（注4）No. 28の付属明細表〔様式第十七号の三〕について
資本金が1億円を超える、又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上の株式会社のみ提出が必要です。

改正後（新）

営業所所在地の確認資料

- ◎営業所（本店及び支店等）の写真（①～④全て）
- ※申請（届出）時の状況を撮影し、写真台紙（事業管理課 HP に掲載）に営業所名、使用権原（自己所有、賃貸借の別）、撮影年月日を明記すること。
- 事業管理課 HP 掲載の写真台紙を使用しない場合（デジタルカメラで撮影したものを印刷した場合）は、用紙に、営業所名、使用権原、撮影場所、撮影年月日等を明記して下さい。
- ①外観全景（看板等を確認できるもの）
※入居者案内板等がある場合には、それらの写真も添付。
- ②入口付近（表札等を確認できるもの）
- ③内部前景（電話、机等の什器備品を確認できるもの）
- ④建設業の許可票（標識の記載内容が判読可能なもの）※新規許可申請の場合は不要
- （注）営業所所在地に疑義がある場合は、必要に応じて追加で資料を確認させていただきます。

大臣コード	00
知事コード	04

宮城県市区町村コード番号表（令和2年3月1日現在）

大河原土木		仙台土木		北部土木	
04206	白石市	04101	青葉区	04213	栗原市
04208	角田市	04102	宮城野区	04215	大崎市
04301	蔵王町	04103	若林区	04444	色麻町
04302	七ヶ宿町	04104	太白区	04445	加美町
04321	大河原町	04105	泉区	04501	涌谷町
04322	村田町	04203	塩竈市	04505	美里町
04323	柴田町	04207	名取市		東部土木
04324	川崎町	04209	多賀城市	04202	石巻市
04341	丸森町	04211	岩沼市	04212	登米市
	気仙沼土木	04216	富谷市	04214	東松島市
04205	気仙沼市	04361	亘理町	04581	女川町
04606	南三陸町	04362	山元町		
		04401	松島町		
		04404	七ヶ浜町		
		04406	利府町		
		04421	大和町		
		04422	大郷町		
		04424	大衡村		

改正前（旧）

営業所所在地の確認資料

- 自社所有の場合（①又は②のいずれか一つと③が必要）
- ① 当該建物の登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）
※「プレハブの場合は（1）、（2）のいずれか」
（1）当該土地の登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）及び当該建物の売買契約書の写。
（2）当該土地の賃貸借契約書の写及び当該建物の売買契約書の写。
- ② 当該建物の固定資産物件証明書（書類の名称は市町村によって異なります）
- ③ 営業所の写真（外観、内観、看板、ビル内であればフロア案内等が写っているもの）
※申請書記載の所在地が住居表示で登記事項証明書記載の所在地が地番の場合、同一箇所であることが分かる住宅地図等を添付
- 貸借している場合（①及び②が必要）
- ① 当該建物の賃貸借契約書の写（契約書に記載された賃借期間が満了しており、その後、自動更新となっている場合には契約書の写しの他、直近1か月分の賃貸料の納入がわかる書類。）
※「プレハブの場合は（1）、（2）のいずれか」
（1）当該土地の登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）及び当該建物の賃貸借契約書の写。
（2）当該土地の賃貸借契約書の写及び当該建物の賃貸借契約書の写。
- ② 営業所の写真（外観、内観、看板、ビル内であればフロア案内等が写っているもの）

（注）営業所の写真は外観・内観いずれも必要

（注）既に許可を受けている場合、上記に加えて店舗に掲げている建設業の許可票の記載内容が分かる写真を添付してください。

大臣コード	00
知事コード	04

宮城県市区町村コード番号表（令和元年11月1日現在）

大河原土木		仙台土木		北部土木	
04206	白石市	04101	青葉区	04213	栗原市
04208	角田市	04102	宮城野区	04215	大崎市
04301	蔵王町	04103	若林区	04444	色麻町
04302	七ヶ宿町	04104	太白区	04445	加美町
04321	大河原町	04105	泉区	04501	涌谷町
04322	村田町	04203	塩竈市	04505	美里町
04323	柴田町	04207	名取市		東部土木
04324	川崎町	04209	多賀城市	04202	石巻市
04341	丸森町	04211	岩沼市	04212	登米市
	気仙沼土木	04216	富谷市	04214	東松島市
04205	気仙沼市	04361	亘理町	04581	女川町
04606	南三陸町	04362	山元町		
		04401	松島町		
		04404	七ヶ浜町		
		04406	利府町		
		04421	大和町		
		04422	大郷町		
		04424	大衡村		

改正後（新）

(8) 直前3年の各事業年度における工事施工金額〔様式第三号〕

(当該用紙下段の記載要領を必ずご覧ください。)

様式第三号（第二条関係）

千円未満は切り捨て、切り上げ、四捨五入
いずれかの方法で記載してください。

様式第二号にあわせて税込か税抜に丸を付
す。経営事項審査を受ける場合は、税抜と
なる。

(用紙A4)

各事業年度ごとに内
訳を記載する。

直前3年の各事業年度における工事施工金額

(税込・税抜) 単位：千円

事業年度	注文者の区分	許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
		土木一式工事	とび工工事	内装仕上工事	造園工事		
第4 2期 令和元年10月1日から 令和2年9月30日まで	元 公共	1,178,701	0	0	0	0	1,178,701
	請 民間	46,894	0	1,213	22,330	0	70,437
	下 請	0	136,346	0	0	0	136,346
	計	1,225,595	136,346	1,213	22,330	0	1,385,484
第4 3期 令和2年10月1日から 令和3年9月30日まで	元 公共	1,171,988	0	0	0	0	1,171,988
	請 民間	46,627	31,727	1,941	12,550	0	92,845
	下 請	0	51,608	0	2,013	0	53,621
	計	1,218,615	83,335	1,941	14,563	0	1,318,454
第4 4期 令和3年10月1日から 令和4年9月30日まで	元 公共	1,272,898	0	0	0	0	1,272,898
	請 民間	50,486	2,041	0	12,621	0	65,148
	下 請	0	85,157	0	0	13,320	98,477
	計	1,323,384	87,198	0	12,621	13,320	1,436,523
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元 公共						
	請 民間						
	下 請						
	計						
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元 公共						
	請 民間						
	下 請						
	計						
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元 公共						
	請 民間						
	下 請						
	計						

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「(単位：千円)」とあるのは「(単位：百万円)」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

<注意事項>

既に税込額で決算変更届を提出している事業者が経営事項審査を受ける場合は、決算変更届について訂正届出書（p106）を提出する必要があります（免税事業者を除く）。
尚、経営事項審査については、土木部事業管理課へお問い合わせください。

改正前（旧）

(8) 直前3年の各事業年度における工事施工金額〔様式第三号〕

(当該用紙下段の記載要領を必ずご覧ください。)

様式第三号（第二条関係）

千円未満は切り捨て、切り上げ、四捨五入
いずれかの方法で記載してください。

様式第二号にあわせて税込か税抜に丸を付
す。経営事項審査を受ける場合は、税抜と
なる。

(用紙A4)

各事業年度ごとに内
訳を記載する。

直前3年の各事業年度における工事施工金額

(税込・税抜) 単位：千円

事業年度	注文者の区分	許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
		土木一式工事	とび工工事	内装仕上工事	造園工事		
第4 2期 令和元年10月1日から 令和2年9月30日まで	元 公共	1,178,701	0	0	0	0	1,178,701
	請 民間	46,894	0	1,213	22,330	0	70,437
	下 請	0	136,346	0	0	0	136,346
	計	1,225,595	136,346	1,213	22,330	0	1,385,484
第4 3期 令和2年10月1日から 令和3年9月30日まで	元 公共	1,171,988	0	0	0	0	1,171,988
	請 民間	46,627	31,727	1,941	12,550	0	92,845
	下 請	0	51,608	0	2,013	0	53,621
	計	1,218,615	83,335	1,941	14,563	0	1,318,454
第4 4期 令和3年10月1日から 令和4年9月30日まで	元 公共	1,272,898	0	0	0	0	1,272,898
	請 民間	50,486	2,041	0	12,621	0	65,148
	下 請	0	85,157	0	0	13,320	98,477
	計	1,323,384	87,198	0	12,621	13,320	1,436,523
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元 公共						
	請 民間						
	下 請						
	計						
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元 公共						
	請 民間						
	下 請						
	計						

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「(単位：千円)」とあるのは「(単位：百万円)」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

用紙が2枚以上になる場合は、その他の建設工事及び合計は最終ページに記入する。

改正後（新）

直前3年に課税期と免税期が混在する場合の記載例（※）

様式第三号（第二条関係）

課税期は第〇期（税抜）として税抜額を記載する。免税期は第〇期（税込）として税込額を記載する。

どちらにも丸は付きない。（用紙A4）

直前3年の各事業年度における工事施工金額
(税込・税抜/単位:千円)

事業年度	注文者の区分	許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
		内装仕上工事	造園工事	工事	工事		
第4 2期（税込） 令和元年10月1日から 令和2年9月30日まで	元公共	0	0			0	0
	請民間	1,213	2,330				3,543
	下請	0	0			0	0
	計	1,213	2,330			0	3,543
第4 3期（税抜） 令和2年10月1日から 令和3年9月30日まで	元公共	0	0			0	0
	請民間	1,941	2,550			0	4,491
	下請	0	2,013			0	2,013
	計	1,941	4,563			0	6,504
第4 4期（税込） 令和3年10月1日から 令和4年9月30日まで	元公共	0	0			0	0
	請民間	0	12,621			0	12,621
	下請	0	0		3,320	3,320	3,320
	計	0	12,621		3,320	15,941	15,941
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元公共						
	請民間						
	下請						
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元公共						
	請民間						
	下請						
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元公共						
	請民間						
	下請						

税込みの場合は、消費税額を（ ）朱書きする。(1,449)

財務諸表の完成工事高と一致する。

許可を受けている建設工事(新規・業種追加等許可申請書に添付する場合には、許可を受けようとする建設工事を含む)の種類ごとに区分して記載する。許可を受けていない(受けようとしな)建設工事については、「その他の建設工事」として記載する。

許可申請の申請直前の3年分を決算期別に記入する。

用紙が2枚以上になる場合は、その他の建設工事及び合計は最終ページに記入する。

<注意事項>
 (1) 経営事項審査を受けない方で、会社の決算が消費税込み処理方式による場合はすべて税込額で記載して下さい。
 (2) これまで経営事項審査を受けていない方が、経営事項審査を受けようとする場合、本頁の記載方法(直近の1年分を税抜にして上記の混在する記載方法)をするのではなく、直近3期分の工事施工金額を全て税抜にして決算変更届を提出してください。
 (3) 既に税込額で決算変更届を提出している事業者が経営事項審査を受ける場合は、決算変更届について訂正届出書(p106)を提出する必要があります(免税事業者除く)。尚、経営事項審査については、土木部事業管理課へお問い合わせください。

改正前（旧）

直前3年に課税期と免税期が混在する場合の記載例（※）

様式第三号（第二条関係）

課税期は第〇期（税抜）として税抜額を記載する。免税期は第〇期（税込）として税込額を記載する。

どちらにも丸は付きない。（用紙A4）

直前3年の各事業年度における工事施工金額
(税込・税抜/単位:千円)

事業年度	注文者の区分	許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
		内装仕上工事	造園工事	工事	工事		
第4 2期（税込） 令和元年10月1日から 令和2年9月30日まで	元公共	0	0			0	0
	請民間	1,213	2,330				3,543
	下請	0	0			0	0
	計	1,213	2,330			0	3,543
第4 3期（税抜） 令和2年10月1日から 令和3年9月30日まで	元公共	0	0			0	0
	請民間	1,941	2,550			0	4,491
	下請	0	2,013			0	2,013
	計	1,941	4,563			0	6,504
第4 4期（税込） 令和3年10月1日から 令和4年9月30日まで	元公共	0	0			0	0
	請民間	0	12,621			0	12,621
	下請	0	0		3,320	3,320	3,320
	計	0	12,621		3,320	15,941	15,941
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元公共						
	請民間						
	下請						
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元公共						
	請民間						
	下請						
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元公共						
	請民間						
	下請						

税込みの場合は、消費税額を（ ）朱書きする。(1,449)

財務諸表の完成工事高と一致する。

許可を受けている建設工事(新規・業種追加等許可申請書に添付する場合には、許可を受けようとする建設工事を含む)の種類ごとに区分して記載する。許可を受けていない(受けようとしな)建設工事については、「その他の建設工事」として記載する。

許可申請の申請直前の3年分を決算期別に記入する。

用紙が2枚以上になる場合は、その他の建設工事及び合計は最終ページに記入する。

<注意事項>
 (1) 経営事項審査を受けない方で、会社の決算が消費税込み処理方式による場合はすべて税込額で記載して下さい。
 (2) これまで経営事項審査を受けていない方が、経営事項審査を受けようとする場合、本頁の記載方法(直近の1年分を税抜にして上記の混在する記載方法)をするのではなく、直近3期分の工事施工金額を全て税抜にして決算変更届を提出してください。

改正後（新）

経營業務の管理責任者の確認資料

新 規 ・ 追 加	<p>1 <u>運転免許証等定期的に住所地を含めて更新されるもの</u> <u>※住民基本台帳ネットワークの本人確認情報の利用を希望する場合は添付不要です。</u> <u>※運転免許証の場合、住所変更がない場合でも裏表の写しを御提出ください。</u> <u>※住民票の場合、発行後3か月以内のものを御提出ください。</u></p> <p>2 常勤性を証明するものとして次のいずれか ア 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写 イ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写 ウ 住民税特別徴収義務者指定及び税額通知の写 エ 確定申告書→法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写 →個人においては所得税確定申告書の表紙の写<u>及び専従者欄の写</u> ※出向の場合には別途確認資料が必要となります。個別に御相談ください。</p> <p>3 役職名及び経験年数を確認するもの ア 法人の役員にあっては、登記事項証明書又は閉鎖した役員欄の謄本（期間分） 申請業種に係る経験の場合は5年間以上、それ以外の業種に係る経験の場合は6年間以上。 なお、更新の場合で経營業務の管理責任者に変更がない場合は確認資料不要。 イ 令第3条に規定する使用人にある場合は、期間分の建設業許可申請書及び変更届出書（着任時と退任時）等の写 ウ 個人の場合は経営経験を証明する期間分の確定申告書の写 エ 執行役員等又は経營業務補佐経験で申請する場合の確認資料（個別に御相談ください。）</p> <p>4 法第7条第1号イ又はロの期間を証明するものとして次のいずれか ア 変更届出書（決算報告）の表紙及び直前三年の各事業年度における工事施工金額 [様式第三号]（期間分）の写 イ 工事請負契約書、工事請書、注文書等（期間分）の写 ウ 発注証明書+領収書又は請求書+入金確認書の写（期間分）</p>
	<p>更 新</p> <p>1 <u>上記1に同じ。</u></p> <p>2 常勤性を証明するものとして上記2のア～オのいずれか</p>

(注1) 変更する場合の確認資料は「新規・追加」と同様

(注2) 確認資料として確定申告書を提出する場合で、電子申告により確定申告を行っている場合には、税務署の受信通知を添付してください。

(注3) 経験年数については、概ね四半期に1件程度の工事を確認します。

(注4) 必要に応じて、上記資料以外の資料を確認する場合があります。

(注5) 確認資料について不明な点がある場合には、事前にお問い合わせください。

改正前（旧）

経營業務の管理責任者の確認資料

新 規 ・ 追 加	<p>1 住民票（発行後3か月以内のもの）又は運転免許証等定期的に住所地を含めて更新されるもの（住民基本台帳ネットワークの本人確認情報の利用を希望する場合は添付不要。） <u>※運転免許証の場合、住所変更がない場合でも裏表の写しを御提出ください。</u></p> <p>2 常勤性を証明するものとして次のいずれか ア 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写 イ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写 ウ 住民税特別徴収義務者指定及び税額通知の写 エ 確定申告書→法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写 →個人においては所得税確定申告書の表紙の写 ※出向の場合には別途確認資料が必要となります。個別に御相談ください。</p> <p>3 役職名及び経験年数を確認するもの ア 法人の役員にあっては、登記事項証明書又は閉鎖した役員欄の謄本（期間分） 申請業種に係る経験の場合は5年間以上、それ以外の業種に係る経験の場合は6年間以上。 なお、更新の場合で経營業務の管理責任者に変更がない場合は確認資料不要。 イ 令第3条に規定する使用人にある場合は、期間分の建設業許可申請書及び変更届出書（着任時と退任時）等の写 ウ 個人の場合は経営経験を証明する期間分の確定申告書の写 エ 執行役員等又は経營業務補佐経験で申請する場合の確認資料（個別に御相談ください。）</p> <p>4 法第7条第1号イ又はロの期間を証明するものとして次のいずれか ア 変更届出書（決算報告）の表紙及び直前三年の各事業年度における工事施工金額 [様式第三号]（期間分）の写 イ 工事請負契約書、工事請書、注文書等（期間分）の写 ウ 発注証明書+領収書又は請求書+入金確認書の写（期間分）</p>
	<p>更 新</p> <p>1 住民票（発行後3か月以内のもの）又は運転免許証等定期的に住所地を含めて更新されるもの（住民基本台帳ネットワークの本人確認情報の利用を希望する場合は添付不要。）</p> <p>2 常勤性を証明するものとして上記2のア～オのいずれか</p>

(注1) 変更する場合の確認資料は「新規・追加」と同様

(注2) 確認資料として確定申告書を提出する場合で、電子申告により確定申告を行っている場合には、税務署の受信通知を添付してください。

(注3) 経験年数については、概ね四半期に1件程度の工事を確認します。

(注4) 必要に応じて、上記資料以外の資料を確認する場合があります。

(注5) 確認資料について不明な点がある場合には、事前にお問い合わせください。

改正後（新）

改正前（旧）

専任技術者の確認資料

専任技術者の確認資料

新 規 ・ 追 加	<p>1 <u>運転免許証等定期的に住所地を含めて更新されるもの</u> <u>※住民基本台帳ネットワークの本人確認情報の利用を希望する場合は添付不要です。</u> <u>※運転免許証の場合、住所変更がない場合でも裏表の写しを御提出ください。</u> <u>※住民票の場合、発行後3か月以内のものを御提出ください。</u></p> <p>2 現在の常勤性を証明するものとして次のいずれか ア 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写 イ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写 ウ 住民税特別徴収義務者指定及び税額通知の写 エ 確定申告書→法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写 →個人においては所得税確定申告書の表紙の写及び専従者欄の写 ※出向の場合には別途確認資料が必要となります。個別に御相談ください。</p> <p>※ 技術者の要件が実務経験10年以上、指定学科卒業と実務経験、P.59～61のコード表の資格取得後に必要な実務経験[1年]、[3年]、[5年]の記載がある場合は、上記1、2に加えて下記の①、②</p> <p>① 実務経験の内容が確認できるものとして次のいずれか ○ 証明者が建設業許可を有している（いた）場合 変更届出書（決算報告）の表紙及び工事経歴書（期間分）の写 ○ 証明者が建設業許可を有していない場合 工事請負契約書、工事請書、注文書等の写（期間分） 発注証明書+領収書又は請求書+入金確認書の写（期間分） ○ その他（上記で証明ができない場合には個別に御相談ください。）</p> <p>② 実務経験証明期間の常勤（又は営業）を確認できるものとして次のいずれか ○ 健康保険被保険者証の写（事業所名と資格取得年月日の記載されているもので、引き続き在職している場合に限る。） ○ 厚生年金加入期間証明書 ○ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写（期間分） ○ 住民税特別徴収税額通知の写（期間分） ○ 確定申告書→法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写（期間分） →個人においては所得税確定申告書の表紙の写（期間分） ○ その他（出向の場合は個別に御相談ください。）</p> <p>※ 指導監督の実務経験の場合は、P.63の確認資料参照</p>
	更 新

新 規 ・ 追 加	<p>1 住民票（発行後3か月以内のもの）又は運転免許証等定期的に住所地を含めて更新されるもの（住民基本台帳ネットワークの本人確認情報の利用を希望する場合は添付不要。） <u>※運転免許証の場合、住所変更がない場合でも裏表の写しを御提出ください。</u></p> <p>2 現在の常勤性を証明するものとして次のいずれか ア 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写 イ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写 ウ 住民税特別徴収義務者指定及び税額通知の写 エ 確定申告書→法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写 →個人においては所得税確定申告書の表紙の写及び専従者欄の写 ※出向の場合には別途確認資料が必要となります。個別に御相談ください。</p> <p>※ 技術者の要件が実務経験10年以上、指定学科卒業と実務経験、P.59～61のコード表の資格取得後に必要な実務経験[1年]、[3年]、[5年]の記載がある場合は、上記1、2に加えて下記の①、②</p> <p>① 実務経験の内容が確認できるものとして次のいずれか ○ 証明者が建設業許可を有している（いた）場合 変更届出書（決算報告）の表紙及び工事経歴書（期間分）の写 ○ 証明者が建設業許可を有していない場合 工事請負契約書、工事請書、注文書等の写（期間分） 発注証明書+領収書又は請求書+入金確認書の写（期間分） ○ その他（上記で証明ができない場合には個別に御相談ください。）</p> <p>② 実務経験証明期間の常勤（又は営業）を確認できるものとして次のいずれか ○ 健康保険被保険者証の写（事業所名と資格取得年月日の記載されているもので、引き続き在職している場合に限る。） ○ 厚生年金加入期間証明書 ○ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写（期間分） ○ 住民税特別徴収税額通知の写（期間分） ○ 確定申告書→法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写（期間分） →個人においては所得税確定申告書の表紙の写（期間分） ○ その他（出向の場合は個別に御相談ください。）</p> <p>※ 指導監督の実務経験の場合は、P.63の確認資料参照</p>
	更 新

- (注1) 区分（項番61）が2、4または5の場合は、確認資料不要
 ただし、区分（項番61）が2で新たに実務経験による資格を追加する場合は、※-①、②が必要
- (注2) 確認資料として確定申告書写を提出する場合で、電子申告により確定申告を行っている場合には、税務署の受信完了通知を添付してください。
- (注3) 実務経験年数は12ヶ月×必要年数分（10年であれば120ヶ月分）の実績を確認します。
- (注4) 必要に応じて、上記資料以外の資料を確認する場合があります。
- (注5) 確認資料について不明な点がある場合には、事前にお問い合わせください。

- (注1) 区分（項番61）が2、4または5の場合は、確認資料不要
 ただし、区分（項番61）が2で新たに実務経験による資格を追加する場合は、※-①、②が必要
- (注2) 確認資料として確定申告書写を提出する場合で、電子申告により確定申告を行っている場合には、税務署の受信完了通知を添付してください。
- (注3) 実務経験年数は12ヶ月×必要年数分（10年であれば120ヶ月分）の実績を確認します。
- (注4) 必要に応じて、上記資料以外の資料を確認する場合があります。
- (注5) 確認資料について不明な点がある場合には、事前にお問い合わせください。

改正後（新）

(16) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表〔様式第十一号〕

この表は、P.34,35の営業所一覧表「別紙二(1)」および「別紙二(2)」中の「従たる営業所」の代表者(建設工事の請負契約の締結及びその履行に関して、一定の権限を有する者)を記載する。

様式第十一号 (第四条関係)

(用紙A4)

建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表

令和 年 月 日

Table with 3 columns: 営業所の名称, 職名, 氏名. Includes entries for 古川支店, (例), OO支店, OO営業所, OO建築, and a note about dual roles.

P34,35の営業所一覧表〔別紙二(1)〕及び〔別紙二(2)〕に記載した順序で記載する。

なお、その者が役員を兼ねている場合は、「取締役〇〇支店長」等と記載する。

建設業法施行令第3条の使用人の確認資料

- 1 運転免許証等の写 (定期的に住所地を含めて更新されるもの)
2 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等の写 (P.54-2常勤性証明書類参照)
3 本人に代表権がない場合は委任状 (見積・入札・契約締結等の権限を有していることを確認できるもの)

改正前（旧）

(16) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表〔様式第十一号〕

この表は、P.34,35の営業所一覧表「別紙二(1)」および「別紙二(2)」中の「従たる営業所」の代表者(建設工事の請負契約の締結及びその履行に関して、一定の権限を有する者)を記載する。

様式第十一号 (第四条関係)

(用紙A4)

建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表

令和 年 月 日

Table with 3 columns: 営業所の名称, 職名, 氏名. Includes entries for 古川支店, (例), OO支店, OO営業所, OO建築, and a note about dual roles.

P34,35の営業所一覧表〔別紙二(1)〕及び〔別紙二(2)〕に記載した順序で記載する。

なお、その者が役員を兼ねている場合は、「取締役〇〇支店長」等と記載する。

建設業法施行令第3条の使用人の確認資料

- 1 住民票 (発行後3か月以内のもの) 又は運転免許証等定期的に住所地を含めて更新されるもの。 (住民基本台帳ネットワークの本人確認情報の利用を希望する場合は添付不要。)
2 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等の写 (P.57-2常勤性証明書類参照)
3 本人に代表権がない場合は委任状 (見積・入札・契約締結等の権限を有していることを確認できるもの)

改正後（新）

(削除)

改正前（旧）

(17) 国家資格者・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）〔様式第十一号の二〕
(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

※ 許可を受けようとする(受けている)建設業の種類にかかわらず、専任技術者以外で常勤の技術者のうち、
① P.16の2の資格を有する者(法第7条第2号ハ、法第15条第2号イ)
② 特定建設業(指定建設業を除く)で指導監督的実務経験を有する者(法第15条第2号ロ)
③ 特定建設業で大臣特認を受けた者(法第15条第2号ハ)について記入する。

該当する者がいない場合は提出不要

新規、許可換え、般・特新規の申請の場合は、下段を消す。それ以外は上段を消す。

新規・許可換え、般・特(一般から特定へ)の場合は、「(1)」を「○」で囲む。変更等の場合は「(2)」を「○」で囲む。

様式第十一号の二(第四号、第十号関係)

国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）

(1) 国家資格者等及び監理技術者の一覧は下記のとおりです。
(2) 下記のとおり、国家資格者等・監理技術者一覧表の技術者に変更があったので、届出をします。

既に登録されている技術者の資格の変更及び資格の追加(※資格の追加の場合は、既に登録されている資格も記入する。)

姓の最初から2文字を記入する。

資格証明書の字で記入する。

P.58の建設業の種類・有資格区分のコード番号表にしたがって該当する数字を記入する。

国家資格者はP.59～61の資格表を参照し、該当するコード番号を記入する。

複数の許可を受けている場合は最も古いものを記載する。

今回初めて登録する技術者の場合

特定建設業で指導監督的実務経験及び大臣特認で監理技術者の資格を有するものは、該当する業種を記入する。

Form for registration of national qualification holders and supervisory technicians. Includes fields for name, address, birth date, and qualification details for multiple individuals.

一般から特定への般・特新規の場合は、既に登録されている技術者以外の技術者について作成し提出する。

婚姻等により氏名の変更があった場合は、変更前を削除し、変更後で追加する。

改正後（新）

（削除）

改正前（旧）

国家資格者・監理技術者の添付書類及び確認資料

1 一般建設業・特定建設業

法第7条第2号ハ該当者，法第15条第2号イ該当者→P.59～61表の資格区分に該当する者

○**確認資料**→資格証明書又は監理技術者資格証（原本提示及び写し添付）

P.59～61表の資格区分中，[資格取得後に必要な実務経験年数]の記載がある場合には，資格証明書に加えてそれぞれ記載の年数以上の実務経験証明書〔様式第九号〕も必要です（原本提出）

2 特定建設業のみ

ア 法第15条第2号ロ該当者（指定建設業は除く）→法第7条第2号イ，ロ又はハに該当し，かつ，2年以上の指導監督の実務経験を有する者（P.16参照）

○法第7条第2号イに該当し，かつ，2年以上の指導監督の実務経験がある者に係る添付書類

→卒業証明書，実務経験証明書〔様式第九号〕，指導監督の実務経験証明書〔様式第十号〕

○法第7条第2号ロに該当し，かつ，2年以上の指導監督の実務経験がある者に係る添付書類

→実務経験証明書〔様式第九号〕，指導監督の実務経験証明書〔様式第十号〕

○法第7条第2号ハに該当し，かつ，2年以上の指導監督の実務経験がある者に係る添付書類

→資格証明書の写し，指導監督の実務経験証明書〔様式第十号〕

イ 法第15条第2号ハ該当者→国土交通大臣による特別認定者（P.16参照）

○**確認資料**→認定書又は監理技術者資格証（原本提示及び写し添付）

※他社の経営業務の管理責任者，専任技術者，又は国家資格者として登録されている等，常勤性に疑義が生じる場合は，健康保険・厚生年金費保険者標準報酬決定通知書等，常勤性の確認資料を追加で提出していただくことになります。

（注）変更の場合は新規と同様

改正後（新）

2 変更届の提出 ー法第11条ー

○変更届の提出義務

許可を受けた後、下表の変更事項に該当する場合は、同表に従って必要な書類を添付した変更届出書を速やかに管轄の各土木事務所に提出してください。

下表の提出しなければならない書類を提出しない、若しくは届出をすべき場合において届出をしない、又は虚偽の記載をしたときは、罰則の適用（法第50条第1項第2号及び第3号）があるほか、当該建設業者に対し監督処分（法第28条第1項）を行うことがあります。

○重複について

既に許可を受けている他の建設業許可業者の経営業務の管理責任者、専任技術者、建設業法施行令第3条に規定する使用人や、他社で常勤勤務をしている者は、自社の経営業務の管理責任者、専任技術者、建設業法施行令第3条に規定する使用人として登録することはできません。

No.	変更事項	変更届出書等又は添付書類（◎は確認資料）	届出期間
1	商号又は名称	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕 ② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	変更後 30日以内
2	営業所の名称・所在地	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）（第二面）〕 （主たる営業所に関する変更のみの場合は（第二面）の提出は不要です。） ② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る） ◎ 営業所所在地の確認資料（P.31参照）	
3	営業所の新設	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）（第二面）〕 ② No.12（建設業法施行令第3条に規定する使用人）の添付書類（②～⑤）と確認資料 ◎ 営業所所在地の確認資料（P.31参照） ※ No.14（専任技術者／変更・追加）の届出も併せて行ってください。	
4	営業所の廃止	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）（第二面）〕 ② 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号） ※ No.14（専任技術者／削除）の届出も併せて行ってください。	
5	営業所の業種追加	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）（第二面）〕 ※ No.14（専任技術者／変更・追加）の届出も併せて行ってください。	
6	営業所の業種廃止	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）（第二面）〕 ※ No.14（専任技術者／変更・追加または削除）の届出も併せて行ってください。	
7	資本金額	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕 ② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る） ③ 株主（出資者）調書〔様式第十四号〕（※変更がない場合は不要です。）	
8	氏名（改姓・改名） <法人の役員・支配人・個人事業主>	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕 ② 個人事業主の場合は、戸籍抄本等公的機関が発行する改姓改名が確認できる書類。法人の役員・支配人の場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）。	

改正前（旧）

2 変更届の提出 ー法第11条ー

○変更届の提出義務

許可を受けた後、下表の変更事項に該当する場合は、同表に従って必要な書類を添付した変更届出書を速やかに管轄の各土木事務所に提出してください。

下表の提出しなければならない書類を提出しない、若しくは届出をすべき場合において届出をしない、又は虚偽の記載をしたときは、罰則の適用（法第50条第1項第2号及び第3号）があるほか、当該建設業者に対し監督処分（法第28条第1項）を行うことがあります。

○重複について

既に許可を受けている他の建設業許可業者の経営業務の管理責任者、専任技術者、建設業法施行令第3条に規定する使用人、国家資格者等・監理技術者となっている者や、他社で常勤勤務をしている者は、自社の経営業務の管理責任者、専任技術者、建設業法施行令第3条に規定する使用人、国家資格者等・監理技術として登録することはできません。

No.	変更事項	変更届出書等又は添付書類（◎は確認資料）	届出期間
1	商号又は名称	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕 ② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	変更後 30日以内
2	営業所の名称・所在地	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）（第二面）〕 （主たる営業所に関する変更のみの場合は（第二面）の提出は不要です。） ② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る） ◎ 営業所所在地の確認資料（P.32参照）	
3	営業所の新設	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）（第二面）〕 ② No.12（建設業法施行令第3条に規定する使用人）の添付書類（②～⑤）と確認資料 ◎ 営業所所在地の確認資料（P.32参照） ※ No.14（専任技術者／変更・追加）の届出も併せて行ってください。	
4	営業所の廃止	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）（第二面）〕 ② 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号） ※ No.14（専任技術者／削除）の届出も併せて行ってください。	
5	営業所の業種追加	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）（第二面）〕 ※ No.14（専任技術者／変更・追加）の届出も併せて行ってください。	
6	営業所の業種廃止	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）（第二面）〕 ※ No.14（専任技術者／変更・追加または削除）の届出も併せて行ってください。	
7	資本金額	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕 ② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る） ③ 株主（出資者）調書〔様式第十四号〕（※変更がない場合は不要です。）	
8	氏名（改姓・改名） <法人の役員・支配人・個人事業主>	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕 ② 個人事業主の場合は、戸籍抄本等公的機関が発行する改姓改名が確認できる書類。法人の役員・支配人の場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）。	

改正後（新）

改正前（旧）

No.	変更事項		変更届出書等又は添付書類 (◎は確認資料)	届出期間
13	経営業務の 管理責任者	削除	届出書〔様式第二十二号の三〕	
14	専任技術者	変更・追加	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕 ② 専任技術者証明書(新規・変更)〔様式第八号〕 ③ 専任技術者一覧表〔別紙4〕 ④ 技術者の要件を証する書面 (1) 一般建設業の場合(次のいずれか) ア 卒業証明書と実務経験証明書〔様式第九号〕 イ 実務経験証明書〔様式第九号〕 ウ 一般建設業に係る資格証明書の写し(併せて原本を提示) (2) 特定建設業の場合(次のいずれか) ア 上記(1)ア、イ、ウのいずれかと指導監督的実務経験証明書〔様式第十号〕 イ 特定建設業に係る資格証明書の写し(併せて原本を提示) ◎ 専任技術者の確認資料(新規・追加部分) (注1) 専任技術者が改姓改名した場合は、上記①の「専任技術者の追加」として、戸籍抄本など公的機関が発行する改姓改名が確認できる書類を添えて提出してください。同時に、上記①の「専任技術者の交替に伴う削除」として旧姓名の削除に係る書類も提出してください。 (注2) 担当業種又は有資格区分のみを変更する場合は、住民票等、常勤性を証明する資料の提出は不要です。	変更後 2週間 以内
		削除	<交替に伴う削除の場合> ① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕 ② 専任技術者証明書(新規・変更)〔様式第八号〕 ③ 専任技術者一覧表〔別紙4〕 <営業所の廃止等に伴う削除の場合> ※No.4の届出も併せて提出してください。 ① 届出書〔様式第二十二号の三〕 ② 専任技術者一覧表〔別紙4〕	

P56 参照

No.	変更事項		変更届出書等又は添付書類 (◎は確認資料)	届出期間
13	経営業務の 管理責任者	削除	届出書〔様式第二十二号の三〕	
14	専任技術者	変更・追加	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕 ② 専任技術者証明書(新規・変更)〔様式第八号〕 ③ 専任技術者一覧表〔別紙4〕 ④ 技術者の要件を証する書面 (1) 一般建設業の場合(次のいずれか) ア 卒業証明書と実務経験証明書〔様式第九号〕 イ 実務経験証明書〔様式第九号〕 ウ 一般建設業に係る資格証明書の写し(併せて原本を提示) (2) 特定建設業の場合(次のいずれか) ア 上記(1)ア、イ、ウのいずれかと指導監督的実務経験証明書〔様式第十号〕 イ 特定建設業に係る資格証明書の写し(併せて原本を提示) ◎ 専任技術者の確認資料(新規・追加部分) (注1) 専任技術者が改姓改名した場合は、上記①の「専任技術者の追加」として、戸籍抄本など公的機関が発行する改姓改名が確認できる書類を添えて提出してください。同時に、上記①の「専任技術者の交替に伴う削除」として旧姓名の削除に係る書類も提出してください。 (注2) 担当業種又は有資格区分のみを変更する場合は、住民票等、常勤性を証明する資料の提出は不要です。 ※国家資格者及び監理技術者が専任技術者となる場合、No.15 (国家資格者・監理技術者/削除)の届出も併せて行ってください。	変更後 2週間 以内
		削除	<交替に伴う削除の場合> ① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕 ② 専任技術者証明書(新規・変更)〔様式第八号〕 ③ 専任技術者一覧表〔別紙4〕 <営業所の廃止等に伴う削除の場合> ※No.4の届出も併せて提出してください。 ① 届出書〔様式第二十二号の三〕 ② 専任技術者一覧表〔別紙4〕	
15	国家資格者 ・ 監理技術者	変更・追加	① 国家資格者・監理技術者一覧表(新規・変更・追加・削除)〔様式第十一号の二〕 ② 国家資格者・監理技術者の確認資料(P.66参照)	
		削除	① 国家資格者・監理技術者一覧表(新規・変更・追加・削除)〔様式第十一号の二〕	

P57 参照

改正後（新）

No.	変更事項	変更届出書等又は添付書類 (◎は確認資料)	届出期間
15	決算報告	① 変更届出書〔決算変更届表紙〕 ② 工事経歴書〔様式第二号〕 ③ 直前3年の各事業年度における工事施工金額〔様式第三号〕 ④ 財務諸表<法人の場合> ・貸借対照表〔様式第十五号〕 ・損益計算書・完成工事原価報告書〔様式第十六号〕 ・株主資本等変動計算書〔様式第十七号〕 ・注記表〔様式第十七号の二〕 ・附属明細表〔様式第十七号の三〕（※資本金が1億円を超え、又は貸借対照表の負債合計が200億円以上の株式会社のみ添付する。） 財務諸表<個人の場合> ・貸借対照表〔様式第十八号〕 ・損益計算書〔様式第十九号〕 ⑤ 事業報告書（特例有限会社を除く株式会社の場合） ⑥ 納税証明書 <知事許可の場合>個人または法人事業税 <大臣許可・法人の場合>法人税 <大臣許可・個人の場合>所得税 （※納付額、納付済額が記載されているもの） ⑦健康保険等の加入状況〔様式第二十号の三〕 <変更のあった場合のみ添付するもの> ⑧使用人数〔様式第四号〕 ⑨建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表〔様式第十一号〕 ⑩定款（定款の変更部分が確認できる議事録の写でも可）	事業年度 終了後 4か月 以内
16	健康保険等の加入状況	② 健康保険等の加入状況〔様式第二十号の三〕 ③ 健康保険等の加入状況の確認資料（P.89参照）	加入指導時に定められた提出期限又は変更後1ヶ月以内

(注1) 決算報告は毎年必ず提出してください。

(注2) 登記事項証明書は、それぞれの変更内容が確認できるもの（履歴事項全部証明書・閉鎖事項全部証明書等）を提出してください。

改正前（旧）

No.	変更事項	変更届出書等又は添付書類 (◎は確認資料)	届出期間
16	決算報告	① 変更届出書〔決算変更届表紙〕 ② 工事経歴書〔様式第二号〕 ③ 直前3年の各事業年度における工事施工金額〔様式第三号〕 ④ 財務諸表<法人の場合> ・貸借対照表〔様式第十五号〕 ・損益計算書・完成工事原価報告書〔様式第十六号〕 ・株主資本等変動計算書〔様式第十七号〕 ・注記表〔様式第十七号の二〕 ・附属明細表〔様式第十七号の三〕（※資本金が1億円を超え、又は貸借対照表の負債合計が200億円以上の株式会社のみ添付する。） 財務諸表<個人の場合> ・貸借対照表〔様式第十八号〕 ・損益計算書〔様式第十九号〕 ⑤ 事業報告書（特例有限会社を除く株式会社の場合） ⑥ 納税証明書 <知事許可の場合>個人または法人事業税 <大臣許可・法人の場合>法人税 <大臣許可・個人の場合>所得税 （※納付額、納付済額が記載されているもの） ⑦健康保険等の加入状況〔様式第二十号の三〕 <変更のあった場合のみ添付するもの> ⑧使用人数〔様式第四号〕 ⑨建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表〔様式第十一号〕 ⑩国家資格者等・監理技術者一覧表〔様式第十一号の二〕 ⑪定款（定款の変更部分が確認できる議事録の写でも可）	事業年度 終了後 4か月 以内
17	健康保険等の加入状況	② 健康保険等の加入状況〔様式第二十号の三〕 ③ 健康保険等の加入状況の確認資料（P.90参照）	加入指導時に定められた提出期限又は変更後1ヶ月以内

(注1) 国家資格者・監理技術者の変更届出については、法第11条第3項により変更が生じた場合は、事業年度終了後4か月以内に届出するようになっていますが、事務処理上、変更が生じた時は速やかに届出をお願いします。

(注2) 決算報告は毎年必ず提出してください。

(注3) 登記事項証明書は、それぞれの変更内容が確認できるもの（履歴事項全部証明書・閉鎖事項全部証明書等）を提出してください。

改正後（新）

ウ 担当業種の変更

許可を受けている建設業について、現在証明されている専任の技術者の担当業種に変更があった場合。

現在証明されている専任の技術者 (現在の担当業種)	新たな専任の技術者 (今後の担当業種)	提出する書類の様式	項番 61	項番 63 に記載する技術者氏名
林 一郎 (土木・建築)	林 一郎 (土木) 森 次郎 (建築)	様式第八号	2	林 一郎
		様式第八号	3	森 次郎
林 一郎 (土木) 森 次郎 (建築)	林 一郎 (土木・建築)	様式第八号	2	林 一郎
		様式第八号	4	森 次郎

エ 営業所のみの変更

担当業種等に変更はなく、専任の技術者が置かれる営業所のみに変更があった場合。

現在証明されている専任の技術者 (営業所の名称)	新たな専任の技術者 (営業所の名称)	提出する書類の様式	項番 61	項番 63 に記載する技術者氏名	
林 一郎 (大河原営業所) 森 次郎 (気仙沼営業所)	森 次郎 (大河原営業所) 林 一郎 (気仙沼営業所)	様式第八号	5	林 一郎	森 次郎

改正前（旧）

ウ 担当業種の変更

許可を受けている建設業について、現在証明されている専任の技術者の担当業種に変更があった場合。

現在証明されている専任の技術者 (現在の担当業種)	新たな専任の技術者 (今後の担当業種)	提出する書類の様式	項番 61	項番 63 に記載する技術者氏名
林 一郎 (土木・建築)	林 一郎 (土木) 森 次郎 (建築)	様式第八号	2	林 一郎
		様式第八号	3	森 次郎
林 一郎 (土木) 森 次郎 (建築)	林 一郎 (土木・建築)	様式第八号	2	林 一郎
		様式第八号	4	森 次郎

エ 営業所のみの変更

担当業種等に変更はなく、専任の技術者が置かれる営業所のみに変更があった場合。

現在証明されている専任の技術者 (営業所の名称)	新たな専任の技術者 (営業所の名称)	提出する書類の様式	項番 61	項番 63 に記載する技術者氏名	
林 一郎 (大河原営業所) 森 次郎 (気仙沼営業所)	森 次郎 (大河原営業所) 林 一郎 (気仙沼営業所)	様式第八号	5	林 一郎	森 次郎

(4) 国家資格者・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）〔様式第十一号の二〕

（当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。）

P.65-66 の「国家資格者・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）」の記入例を参照のこと。

改正後 (新)

(6) 変更届出書

(用紙A4)

変更届出書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

複数の許可を受けている場合は最も古いものを記載する。

許可年月日 令和 元 年 8 月 25 日
許可番号 国土交通大臣 許可 (特) 第 12345 号
法人番号 ○○○○○○○○○○○

13桁 国税庁の法人番号公表サイトで検索できます。 ※個人事業主は記載不要

郵便番号 〒 980-8570
届出者 所在地 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1
代表者氏名 株式会社 仙台建設
代表取締役 仙台 太郎 印
電話 022(211)3116

東北地方整備局長 殿
宮城県知事

必ず提出.....(1)(2)(3)(4)(9)(13)
法人 該当する場合のみ提出.....(5)(6)
変更があった場合のみ提出...(10)(11)(12)
必ず提出.....(1)(2)(3)(9)(13)
個人 変更があった場合のみ提出...(10)(11)(12)

事業年度(第 44 期 令和 2 年 10 月 1 日から 令和 3 年 9 月 30 日 まで)
が終了したので、別添のとおり下記の書類を提出します。

(1)~(12)の事項については、該当するものを○で囲む。

- (1) 工事経歴書
(2) 工事施工金額
(3) 貸借対照表及び損益計算書
(4) 株主資本等変動計算書及び注記表
(5) 事業報告書
(6) 附属明細表
(7) 法人税納付済額証明書

- (8) 所得税納付済額証明書
(9) 事業税納付済額証明書
(10) 使用人数
(11) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表
(12) 定款
(13) 健康保険等の加入状況

課税 免税
報告する事業年度における消費税の課税・免税の別について該当する方を○で囲む

経営事項審査受審予定 有 無
(該当する方を○で囲む)

記載要領
経営事項審査とは、公共工事の入札に参加しようとする建設業者が、経営に関する客観的事項について受けるべき審査です。
1 「国土交通大臣」「東北地方整備局長 宮城県知事」「宮城県知事」については、不要のものを消すこと。
2 (1) から (12) までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。

改正前 (旧)

(6) 変更届出書

(用紙A4)

変更届出書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

複数の許可を受けている場合は最も古いものを記載する。

許可年月日 令和 元 年 8 月 25 日
許可番号 国土交通大臣 許可 (特) 第 12345 号
法人番号 ○○○○○○○○○○○

13桁 国税庁の法人番号公表サイトで検索できます。 ※個人事業主は記載不要

郵便番号 〒 980-8570
届出者 所在地 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1
代表者氏名 株式会社 仙台建設
代表取締役 仙台 太郎 印
電話 022(211)3116

東北地方整備局長 殿
宮城県知事

必ず提出.....(1)(2)(3)(4)(9)(14)
法人 該当する場合のみ提出.....(5)(6)
変更があった場合のみ提出...(10)(11)(12)(13)
必ず提出.....(1)(2)(3)(9)(14)
個人 変更があった場合のみ提出...(10)(11)(12)(13)

事業年度(第 44 期 令和 2 年 10 月 1 日から 令和 3 年 9 月 30 日 まで)
が終了したので、別添のとおり下記の書類を提出します。

(1)~(12)の事項については、該当するものを○で囲む。

- (1) 工事経歴書
(2) 工事施工金額
(3) 貸借対照表及び損益計算書
(4) 株主資本等変動計算書及び注記表
(5) 事業報告書
(6) 附属明細表
(7) 法人税納付済額証明書

- (8) 所得税納付済額証明書
(9) 事業税納付済額証明書
(10) 使用人数
(11) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表
(12) 国家資格者・監理技術者一覧表
(13) 定款
(14) 健康保険等の加入状況

課税 免税
報告する事業年度における消費税の課税・免税の別について該当する方を○で囲む

経営事項審査受審予定 有 無
(該当する方を○で囲む)

記載要領
経営事項審査とは、公共工事の入札に参加しようとする建設業者が、経営に関する客観的事項について受けるべき審査です。
1 「国土交通大臣」「東北地方整備局長 宮城県知事」「宮城県知事」については、不要のものを消すこと。
2 (1) から (12) までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。

改正後 (新)

(知事許可業者用) 建設業許可申請書及び変更届出書等提出書類一覧表

区分	縦じる順序 (許可申請時)	様式番号	申請書及び添付書類	許可申請										
				1 新規	2 許可 換え 新規	3 般・ 特新 規	4 業 種 追 加	5 更 新	6 般・ 特新 規 十 業 種 追 加	7 般・ 特新 規 十 更 新	8 業 種 追 加 十 更 新	9 般・ 特新 規 十 追 加 十 更 新		
	1		表紙(建設業許可申請書)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	2	様式第一号	建設業許可申請書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	3	別紙一	役員等の一覧表	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	4	別紙二(1)	営業所一覧表(新規許可等)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	5	別紙二(2)	営業所一覧表(更新)							☆	☆	☆		
	6	別紙三	収入証紙貼付用紙	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	7	別紙四	専任技術者一覧表	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	8	様式第二号	工事経歴書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	9	様式第三号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	10	様式第四号	使用人数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	11	様式第六号	誓約書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	12	様式第七号	経営業務の管理責任者証明書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	13	別紙	経営業務の管理責任者証明書の略歴書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	14	様式第八号	専任技術者証明書(新規・変更)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	15		監理技術者資格者証											
	16		専任技術者の卒業証明書											
	17		専任技術者に係る資格証明書											
	18		専任技術者の実務経験証明書											
	19	様式第九号	指導監督の実務経験証明書											
	20	様式第十号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
	21	様式第十一号	許可申請者(法人の役員等全員・本人・法定代理人・法定代理人の役員等全員)の住所・生年月日等に関する調書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	22	様式第十二号(注1)	許可申請者が成年被後見人等に該当しない旨の証明書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	23	様式第十三号	建設業法施行令第3条の使用人の住所・生年月日等に関する調書	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
	24		令3条の使用人が成年被後見人等に該当しない旨の証明書	◎	◎									
	25		定款(法人のみ)	◎	◎					△	△	△	△	△
	26	様式第十四号	株主(出資者)調書(法人のみ)	◎	◎					△	△	△	△	△
	27	様式第十五～十七号の三(注3)	法人用の財務諸表(貸借対照表・損益計算書・完成工事原価報告書・株主資本等変動計算書・注記表・付属明細表)	◎	◎									
	28	様式第十八～十九号	個人用の財務諸表(貸借対照表・損益計算書)	◎	◎									
	29		登記事項証明書	◎	◎					△	△	△	△	△
	30	様式第二十号	営業の沿革	◎	◎					△	△	△	△	△
	31	様式第二十号の二	所属建設業者団体	◎	◎					△	△	△	△	△
	32		納税証明書(法人事業税又は個人事業税)	◎	◎					△	△	△	△	△
	33	様式第二十号の三	健康保険等の加入状況	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	34	様式第二十号の四	主要取引金融機関名	◎	◎					△	△	△	△	△
			既に受けている建設業の許可通知書	◎	◎									
		様式第二十二号の二(第一面)	変更届出書											
		様式第二十二号の二(第二面)												
		様式第二十二号の三	届出書											
		様式第二十二号の四	廃業届											
			変更届出書(決算報告・定款変更等)											
			事業報告書(特例有限会社を除く株式会社の場合)											
			委任状(代理申請の場合)	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
			連託免許証等(経営・専技・令3条の使用人)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			常勤性の確認(経営・専技・令3条の使用人)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			営業所在地の確認	◎	◎									
			委任状(令3条の使用人)	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
			財産的基礎の確認	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			経営経験の確認	◎	◎	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
			実務経験の確認	◎	◎	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
			保険加入状況の確認	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

◎印は必要書類 ☆印は場合によって提出が必要な書類 △印は変更があれば必要な書類
 注1 経営業務の管理責任者は提出不要
 注2 法務局が交付する「登記されていないことの証明書」及び市区町村長が交付する「身元証明書」
 ※取締役ではない顧問・相談役・100分の5以上の株主・出資者については、提出不要
 注3 付属明細表は資本金1億円超又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上の株式会社のみ提出する
 注4 副本への確認資料の添付は不要

改正前 (旧)

(知事許可業者用) 建設業許可申請書及び変更届出書等提出書類一覧表

区分	縦じる順序	様式番号	申請書及び添付書類	許可申請										
				1 新規	2 許可 換え 新規	3 般・ 特新 規	4 業 種 追 加	5 更 新	6 般・ 特新 規 十 業 種 追 加	7 般・ 特新 規 十 更 新	8 業 種 追 加 十 更 新	9 般・ 特新 規 十 追 加 十 更 新		
	1		表紙(建設業許可申請書)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	2	様式第一号	建設業許可申請書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	3	別紙一	役員等の一覧表	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	4	別紙二(1)	営業所一覧表(新規許可等)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	5	別紙二(2)	営業所一覧表(更新)											
	6	別紙三	収入証紙貼付用紙	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	7	別紙四	専任技術者一覧表	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	8	様式第二号	工事経歴書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	9	様式第三号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	10	様式第四号	使用人数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	11	様式第六号	誓約書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	12	様式第七号	経営業務の管理責任者証明書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	13	別紙	経営業務の管理責任者証明書の略歴書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	14	様式第八号	専任技術者証明書(新規・変更)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	15		監理技術者資格者証											
	16		専任技術者の卒業証明書											
	17		専任技術者に係る資格証明書											
	18		専任技術者の実務経験証明書											
	19	様式第九号	指導監督の実務経験証明書											
	20	様式第十号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
	21	様式第十一号の二	国家資格者・監理技術者一覧表	☆	☆									
	22	様式第十二号(注1)	許可申請者(法人の役員等全員・本人・法定代理人・法定代理人の役員等全員)の住所・生年月日等に関する調書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	23		許可申請者が成年被後見人等に該当しない旨の証明書	◎	◎									
	24	様式第十三号	建設業法施行令第3条の使用人の住所・生年月日等に関する調書	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
	25		令3条の使用人が成年被後見人等に該当しない旨の証明書	◎	◎									
	26		定款(法人のみ)	◎	◎					△	△	△	△	△
	27	様式第十四号	株主(出資者)調書(法人のみ)	◎	◎					△	△	△	△	△
	28	様式第十五～十七号の三(注3)	法人用の財務諸表(貸借対照表・損益計算書・完成工事原価報告書・株主資本等変動計算書・注記表・付属明細表)	◎	◎									
	29	様式第十八～十九号	個人用の財務諸表(貸借対照表・損益計算書)	◎	◎									
	30		登記事項証明書	◎	◎					△	△	△	△	△
	31	様式第二十号	営業の沿革	◎	◎					△	△	△	△	△
	32	様式第二十号の二	所属建設業者団体	◎	◎					△	△	△	△	△
	33		納税証明書(法人事業税又は個人事業税)	◎	◎					△	△	△	△	△
	34	様式第二十号の三	健康保険等の加入状況	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	35	様式第二十号の四	主要取引金融機関名	◎	◎					△	△	△	△	△
			既に受けている建設業の許可通知書	◎	◎									
		様式第二十二号の二(第一面)	変更届出書											
		様式第二十二号の二(第二面)												
		様式第二十二号の三	届出書											
		様式第二十二号の四	廃業届											
			変更届出書(決算報告・定款変更等)											
			事業報告書(特例有限会社を除く株式会社の場合)											
			委任状(代理申請の場合)	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
			住民票等(経営・専技・令3条の使用人)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			常勤性の確認(経営・専技・令3条の使用人)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			営業所在地の確認	◎	◎									
			委任状(令3条の使用人)	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
			財産的基礎の確認	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			経営経験の確認	◎	◎	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
			実務経験の確認	◎	◎	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
			保険加入状況の確認	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

◎印は必要書類 ☆印は場合によって提出が必要な書類 △印は変更があれば必要な書類
 注1 経営業務の管理責任者は提出不要
 注2 法務局が交付する「登記されていないことの証明書」及び市区町村長が交付する「身元証明書」
 ※取締役ではない顧問・相談役・100分の5以上の株主・出資者については、提出不要
 注3 付属明細表は資本金1億円超又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上の株式会社のみ提出する
 注4 副本への確認資料の添付は不要

